

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

## 厚生年金 事案 4859（事案 264 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 7 日から 37 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 9 月から同年 11 月まで

平成 19 年 9 月に、申立期間に係る厚生年金保険について、社会保険事務所（当時）に年金記録確認の申立てを行ったところ、20 年 10 月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正は認めることはできないとする通知があった。

しかし、A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が昭和 36 年 9 月 1 日から同年 12 月 7 日までしか記録されていないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、昭和 37 年 9 月から同年 11 月まで、B 社に勤務し、給与から保険料控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社に申立人が勤務していたことを記憶している同僚がいるがその期間が明確でないこと、及び申立人が同社の次に勤務していたとする C 社の勤務期間が約 1 年間であったとの供述と、昭和 37 年 7 月まで A 社に勤務していたとの申立てとは矛盾があることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の決定に納得できないとしており、同人が記憶する同僚に自らの勤務実態等について再調査するよう求めて、今回、再申立てを行っているが、当該同僚からは、申立人の勤務実態を確認できる新たな供述等は得

ることができず、ほかに申立人から厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、新たに判明した事実も無い。

また、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に加入記録があり照会した56名中、連絡先が判明した33名の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、昭和37年9月から同年11月まで、B社に勤務し、給与から保険料控除されていたとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に加入記録があり照会した12名中、連絡先が判明した6名の従業員に照会したところ、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を記憶している従業員はいないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態をうかがわせる事情は無い。

また、申立人が当該事業所において従事していたと主張するものと同じ内容の仕事をしていたと認められる複数の同僚が、「当時、営業職は、入社しても短期間で辞めてしまう者も多く、入社後2か月又は3か月程度は試用期間があり、自分も入社と同時に社会保険に加入させてもらえなかった。試用期間中は、保険料についても控除されていなかったと思う。」と供述していることから、事業主は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人は、事業主が厚生年金保険の加入手続を行う前に退職したものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。